

制 度 名	多文化共生のまちづくり促進事業	主管課名	国際交流課 交流・協力 G																				
		問合せ先	029-301-2853																				
目的・趣旨	文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、地方自治体及び地域国際化協会が行う多文化共生事業に対して助成する。																						
<p>[対象団体] 都道府県，市町村，地域国際化協会，NPO 法人等</p> <p>[対象事業] 多文化共生を推進する事業のうち，特に重要性，必要性が高く，他団体の模範となる事業で，次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療・保健・福祉支援事業</li> <li>(2) 防災支援事業</li> <li>(3) 教育支援事業</li> <li>(4) 労働環境整備事業</li> <li>(5) 居住支援事業</li> <li>(6) 外国人住民の自立と社会参画支援事業</li> <li>(7) (1)～(6)の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化，日本語学習支援事業</li> </ol> <p>[補助要件等] 公益性，重要性，必要性，妥当性，連続性，発展性，模範性等の観点から，優れた事業を採択。ただし，以下のいずれかに該当するものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 従来から実施している事業の財源の組替えを主とするもの</li> <li>(2) 従来から実施している事業の参加者負担等の軽減を主とするもの</li> <li>(3) 単なる資金供与だけのもの</li> <li>(4) 国や国に準ずる機関からの助成を受けているもの</li> <li>(5) 旅費，渡航費等が助成金実績額の 2 割を超えるもの</li> <li>(6) その他協会が助成事業としてふさわしくないと認めるもの</li> </ol> <p>[対象経費] 謝金，印刷費，旅費，通信費，賃借料，委託費，消耗品費，食糧費，その他特に必要と認めるもの</p> <p>[補助限度額等]</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 都道府県・政令指定都市</td> <td>助成限度額 4,000 千円 (定額補助)</td> </tr> <tr> <td>(2) 市町村・地域国際化協会，NPO 法人等</td> <td>助成限度額 3,000 千円 (定額補助)</td> </tr> <tr> <td>(3) 複数の対象団体による共同事業</td> <td>助成限度額 4,000 千円 (定額補助)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※全団体 下限額：500 千円</td> </tr> </table> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">国</th> <th style="width: 10%;">県</th> <th style="width: 10%;">市町村</th> <th style="width: 10%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[30 年度当初予算額] — 千円</p> <p>[31 年度補助対象団体] 平成 31 年 3 月頃決定予定</p> <p>[備考]・その他：(一財)自治体国際化協会からの補助 ・翌年度の事業助成に係る募集は，毎年 8～10 月頃に自治体国際化協会から都道府県を經由して行われる。</p>						(1) 都道府県・政令指定都市	助成限度額 4,000 千円 (定額補助)	(2) 市町村・地域国際化協会，NPO 法人等	助成限度額 3,000 千円 (定額補助)	(3) 複数の対象団体による共同事業	助成限度額 4,000 千円 (定額補助)	※全団体 下限額：500 千円		区 分	国	県	市町村	その他		—	—	—	—
(1) 都道府県・政令指定都市	助成限度額 4,000 千円 (定額補助)																						
(2) 市町村・地域国際化協会，NPO 法人等	助成限度額 3,000 千円 (定額補助)																						
(3) 複数の対象団体による共同事業	助成限度額 4,000 千円 (定額補助)																						
※全団体 下限額：500 千円																							
区 分	国	県	市町村	その他																			
	—	—	—	—																			